

非常変災時の臨時休業規定

- (1) 非常変災に際しては関係者で協議し、授業の実施・休校を決定する。
- (2) 『特別警報』『暴風雪警報』『大雨警報』『洪水警報』『暴風警報』『大雪警報』のいずれかが、午前 6 時から始業時間までに岡山市に発令されているときは臨時休校とする。
ただし、上記警報が居住地に発令されており、岡山市には発令されていないときは登校を控えること。
その場合は、出席扱いとする。

以上

※ なお、「考査期間中」に警報が発令された場合は、「警報発令エリアに居住する生徒数」「公共交通機関の運行状況」等を考慮の上、上記規定に因らない場合にも考査の延期・中止を判断する可能性があります。